

平成28年7月

管内の雇用状況(28年5月内容)

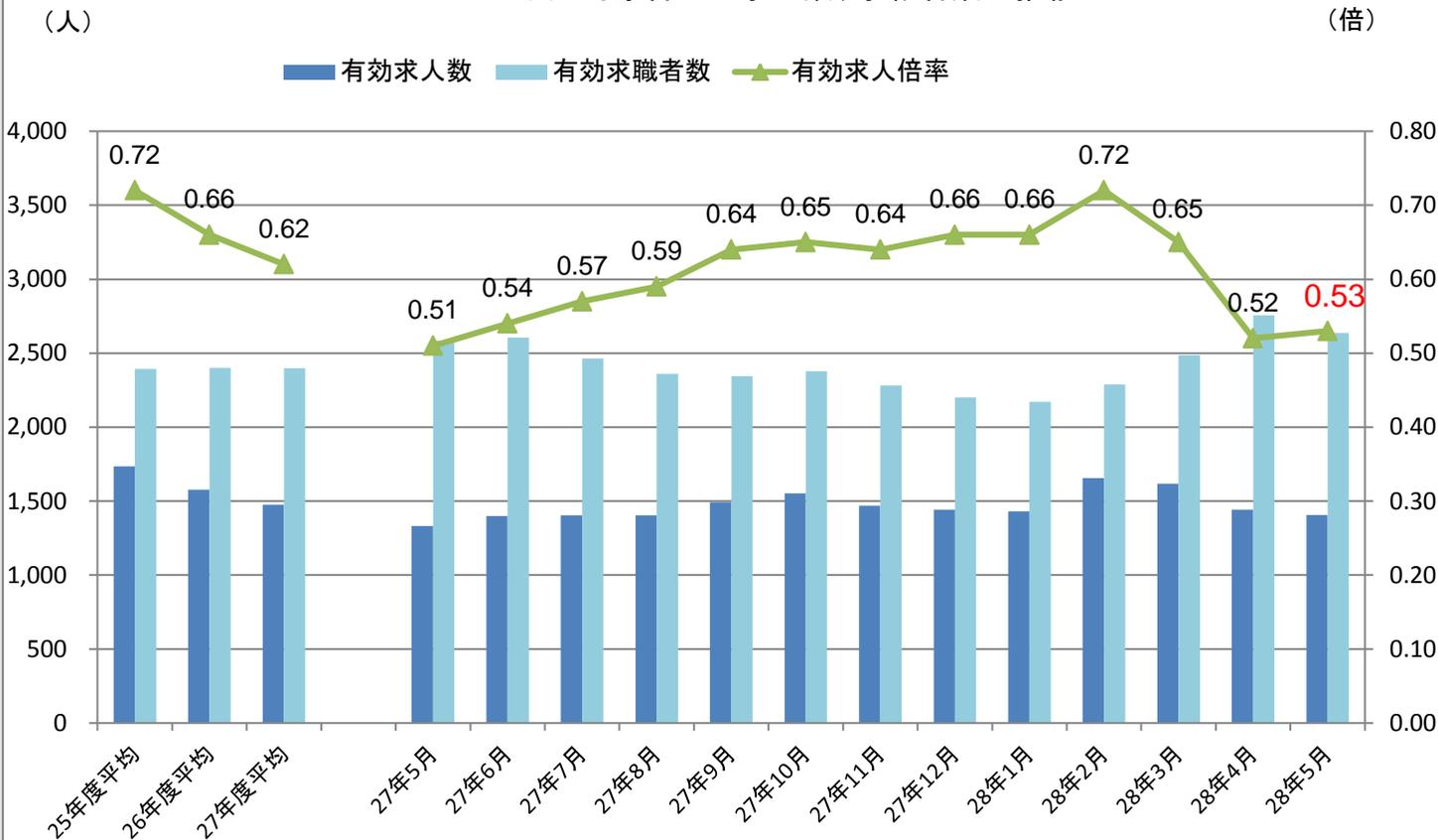
ハローワーク大河原
大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

有効求人倍率0.53倍

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところではありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

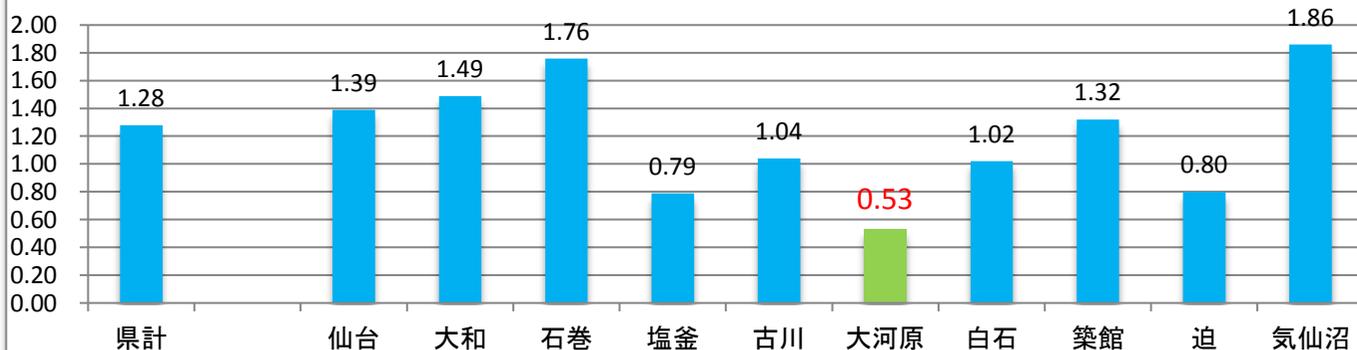
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



(倍)

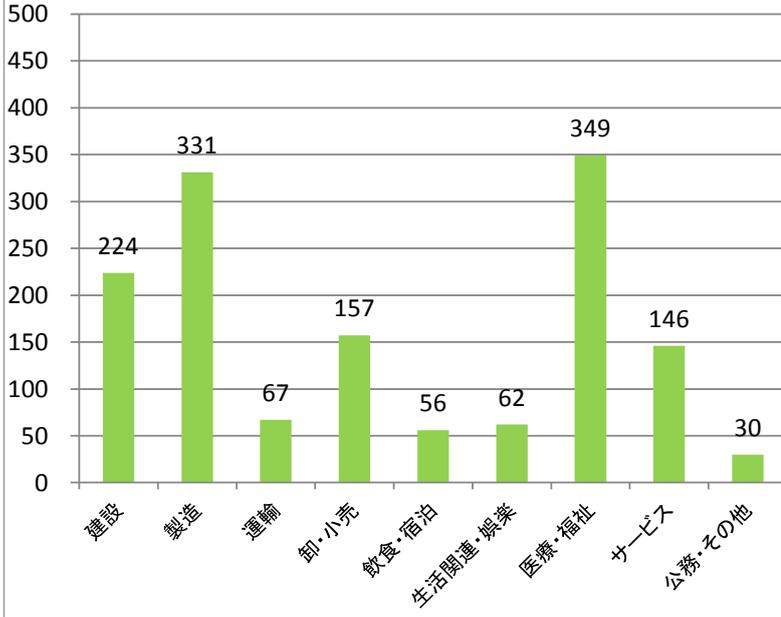
ハローワーク管内別有効求人倍率(28年5月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

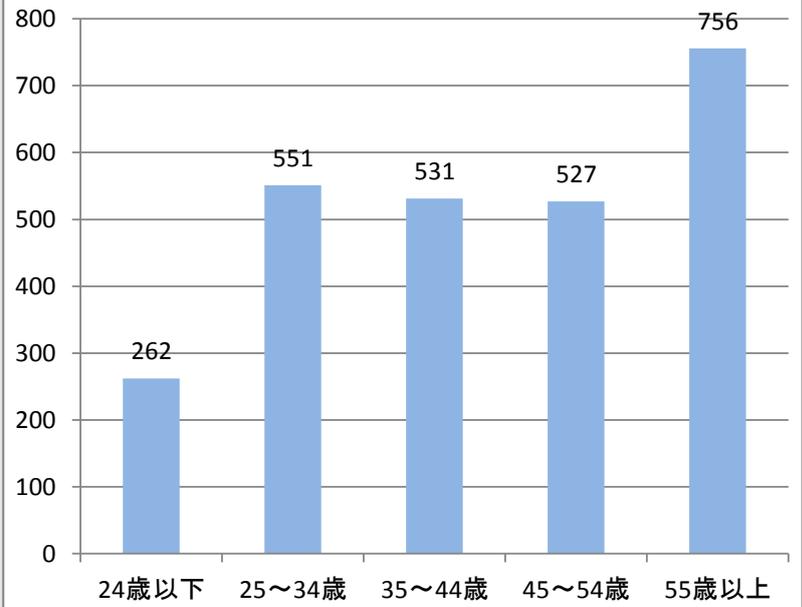
■ 28年3月～28年5月



※3ヶ月間に申し込まれた求人数の合計。

年齢層別求職者数

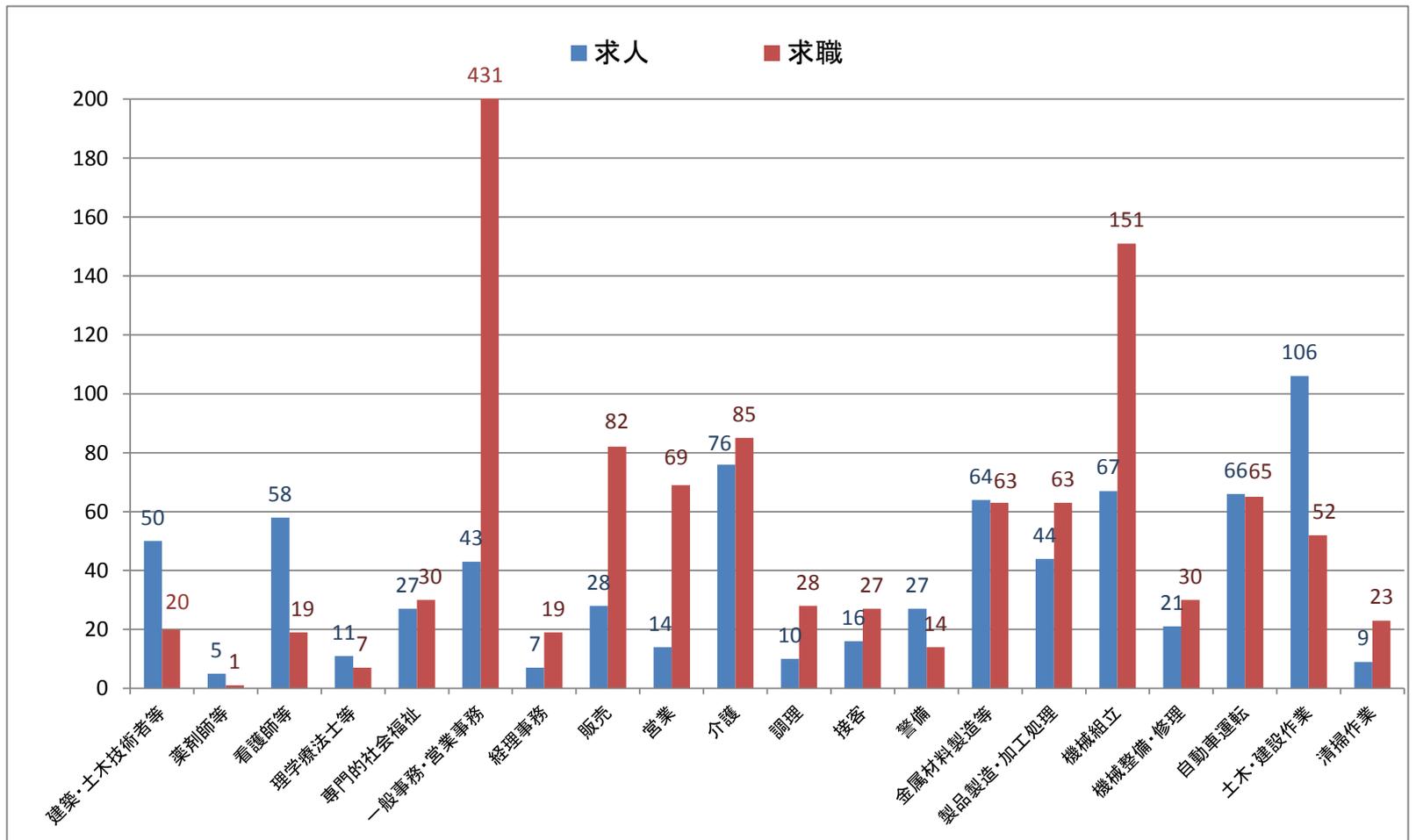
■ 28年3月～28年5月



※3ヶ月間の有効求職者数の月平均。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年5月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年1月～3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	33	0	1	5	11	16	18	21	23
薬剤師等	4	0	0	0	0	0	0	0	4
看護師等	54	0	0	10	25	46	46	38	19
専門的・社会福祉の職業	33	0	9	19	13	15	7	5	1
一般事務員・営業事務員	46	3	27	28	18	10	4	2	2
経理事務員	5	0	1	4	4	2	0	0	0
販売員	32	2	8	16	22	22	16	16	3
営業員	17	0	0	5	9	13	11	12	7
介護の職業	43	4	20	33	26	12	2	0	0
調理の職業	15	1	8	10	9	7	3	2	1
接客の職業	15	0	7	10	8	6	2	0	0
警備員	3	0	3	0	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	50	0	9	34	38	32	16	13	9
製品製造・加工の職業	32	3	17	20	13	11	2	3	1
機械組立の職業	10	1	8	4	3	1	1	0	0
機械整備・修理の職業	15	0	1	10	13	11	9	6	3
自動車運転の職業	43	3	7	11	12	10	13	18	15
土木・建設の職業	49	0	5	20	32	36	32	25	14
電気工事の職業	12	0	1	3	10	10	7	7	4
清掃の職業	12	2	5	5	4	6	2	1	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年1月～3月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	24～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	217	188	192	236	232	219
専門・技術	282	320	189	360	247	261
事務	174	163	124	184	230	*
販売	197	125	208	209	245	188
サービス	175	144	163	240	174	134
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	175	*	*	*	*	*
運輸	247	178	262	248	274	231
生産工程・労務	209	203	202	208	208	232

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

ハローワークからのお知らせ

(事業主の方へ)

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)：1人当たり 40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練)(Off-JT)を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円(500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 最大 50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円(700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用 した場合	①賃金テーブル改定 ・すべての賃金テーブル改定： 対象労働者数が 1～3人： 10万円(7.5万円) 4～6人： 20万円(15万円) 7～10人： 30万円(20万円) 11～100人： 3万円(2万円)×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人： 5万円(3.5万円) 4～6人： 10万円(7.5万円) 7～10人： 15万円(10万円) 11～100人： 1.5万円(1万円)×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり 40万円(30万円) ・共通の賃金テーブルの導入・適用：1事業所当たり 60万円(45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり 20万円(15万円)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280401派企02

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご利用ください。